



---

# 学則・規定

---

平成 29 年度版



# 目次

昭和学院短期大学学則	3
第1章 総 則	3
第1節 目的	3
第2節 名称	3
第3節 位置	3
第4節 学科	3
第5節 自己評価等	4
第2章 通 則	5
第1節 修業年限、学年、学期及び休業日	5
第2節 入学、退学、転学、転科、休学及び除籍	5
第3節 教育課程及び課程修了の認定	8
第4節 卒業及び修了	11
第5節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費	12
第6節 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、外国人留学生及び高大連携授業科目等履修生	13
第7節 講座の開設	14
第8節 職員組織	14
第9節 教授会	15
第10節 学生の福利厚生	15
第11節 附属図書館	15
第12節 附属研究所	16
第13節 公開講座	16
第14節 賞 罰	16
第15節 学 生 寮	16
第16節 細 則	16
別表第1	18
人間生活学科・生活クリエイション専攻の授業科目及び単位数	18
1.教養科目	18
2.基礎科目	18
3.専門科目	19
人間生活学科・こども発達専攻の授業科目及び単位数	20
1.教養科目	20
2.基礎科目	21
3.専門科目	21
ヘルスケア栄養学科の授業科目及び単位数	24
1.教養科目	24
2.専門基礎科目	25
3.専門科目	25
別表第2	27
教職に関する専門科目及び単位数	27
中学校教諭2種免許状(家庭)	27
幼稚園教諭2種免許状	27
栄養教諭2種免許状	28
保育士課程の授業科目・単位数	29
栄養士課程の授業科目及び単位数	33
別表第3	34
司書教諭講座の授業科目及び単位数	34
衣料管理士資格の授業科目及び単位数	34
フードスペシャリスト資格の授業科目及び単位数	35
フードコーディネーター資格の授業科目及び単位数	36
健康管理士一般指導員資格の授業科目及び単位数	37
昭和学院短期大学学位規程	38

昭和学院短期大学長期履修生規程 .....	39
昭和学院短期大学外国人留学生規程.....	41
昭和学院短期大学科目等履修生規程.....	44
昭和学院短期大学特別聴講生規程 .....	45
昭和学院短期大学の授業料の減免に関する規程 .....	46
昭和学院短期大学資格奨励金制度規程 .....	48
昭和学院短期大学学生懲戒規程 .....	49
昭和学院短期大学附属図書館規程 .....	53
昭和学院短期大学附属図書館利用規程 .....	56
昭和学院短期大学教職課程履修規程.....	60
昭和学院短期大学教職課程履修規程細則 .....	61
昭和学院短期大学教育実習等規程 .....	64
昭和学院短期大学学校図書館司書教諭講座規程 .....	66
昭和学院短期大学保育士課程履修規程 .....	67
昭和学院短期大学保育士課程保育実習規程.....	70
昭和学院短期大学栄養士課程履修規程 .....	73
昭和学院短期大学栄養士課程給食管理校外実習規程 .....	76
昭和学院短期大学衣料管理士講座規程 .....	78
昭和学院短期大学フードスペシャリスト養成講座規程 .....	80
昭和学院短期大学健康管理士一般指導員講座規程.....	82
昭和学院短期大学フードコーディネーター講座規程 .....	84
昭和学院短期大学 GPA 制度に係わる実施要項.....	86
学修成果について .....	88
キャリア教育について.....	89
個人情報の取り扱いについて.....	90

# 昭和学院短期大学学則

昭和 25 年 3 月 14 日制定

一部省略

平成 29 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目 的

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「明敏謙讓」の教育理念のもと、職業または實際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

### 第 2 節 名 称

(名 称)

第 2 条 本学は、昭和学院短期大学と称する。

### 第 3 節 位 置

(位 置)

第 3 条 本学は、千葉県市川市東菅野 2 丁目 17 番 1 号に置く。

### 第 4 節 学 科

(学科及び学生定員)

第 4 条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科名称	入学定員	収容定員
------	------	------

人間生活学科

生活クリエイション専攻	30 名	60 名
-------------	------	------

こども発達専攻	60 名	120 名
---------	------	-------

2 こども発達専攻にあつては、児童福祉法施行規則により、2クラス編成とする。ヘルスケア栄養学科にあつては、栄養士法により、2クラス編成とする。

(学科の教育研究上の目的)

第5条 各学科・専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

人間生活学科では、人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることの出来る人間の育成を目的とする。

一 人間生活学科生活クリエイション専攻では、家庭生活をデザインできる生活者、ビジネス社会に対応できる人材の育成をめざす。

二 人間生活学科こども発達専攻では、人間の心身の発達について理解し、他者と関わる能力を身につけた保育者の育成をめざす。

2 ヘルスケア栄養学科では、人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

3 各学科の学位授与の方針、教育課程編成の方針及び入学者受け入れの方針は別に定める。

## 第5節 自己評価等

(自己点検・評価)

第6条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあつての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第7条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

## 第2章 通 則

### 第1節 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(年間の授業期間)

第11条 年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週とする。

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学院創立記念日 1月23日

春季休業日 3月16日から3月31日まで

夏季休業日 8月1日から9月23日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行なう日とすることができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更または臨時に休業することがある。

### 第2節 入学、退学、転学、転科、休学及び除籍

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第 14 条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第 90 条及び学校教育法施行規則第 150 条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者で、別に定める「入学者受け入れの方針」を理解した者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)

七 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 15 条 本学に入学を志願する者は、指定期間内に本学所定の入学願書に写真、健康診断書、出身学校長の調査書及び検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 16 条 前条の入学志願者については、選考のうえ、合格者を決定する。

(入学手続き)

第 17 条 合格の通知を受けた者は、本学所定の誓約書に保証人連署のうえ、入学に必要な書類及び入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学手続きその他に関しては、別に定める。

(再入学・転入学)

第 18 条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

2 他の大学の学生、または修了者が、本学に転学または入学を志望する場合には、欠員があるときに限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

3 他の大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)を卒業、または中途退学し、新たに本学の第一年次に入学する学生については、教育上有益と認められる場合は、既に修得した授業科目及び単位を本学における修得単位として、30 単位を超えない範囲内で認定することができる。

(転学及び転科)

第 19 条 本学の学生で他の大学に転学を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

2 本学の学生で本学の他学科に転科を志望する者は、事由を具して学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 20 条 学生が疾病その他の事由によって退学しようとする場合には、事由を具し保証人連署で、学長に願い出なければならない。

(休学)

第 21 条 疾病その他の事由で引き続き 3 か月以上出席することができない場合には、事由を具して学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病その他の事由によって、学習することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 22 条 休学期間は、1 か年以上にわたることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、または休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病による事由の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第8条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 指定の期日までに授業料その他の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 三 長期にわたり欠席し、行方不明で連絡できない者
- 四 死亡した者

### 第3節 教育課程及び課程修了の認定

(教育課程及び授業科目)

第25条 本学の教育課程は、別に定める「教育課程編成方針」に基づき、編成するものとする。

- 2 人間生活学科の授業科目を分けて、教養科目、基礎科目、専門科目とする。
- 3 ヘルスケア栄養学科の授業科目を分けて、教養科目、専門基礎科目、専門科目とする。
- 4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(資格等取得のための授業科目)

第26条 人間生活学科生活クリエイション専攻は、中学校教諭2種免許状(家庭)を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

2 人間生活学科こども発達専攻は、幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

3 ヘルスケア栄養学科は、栄養教諭2種免許状を取得しようとする学生のために、教育職員免許法に基づく専門科目を置く。

4 人間生活学科こども発達専攻に在籍し、保育士資格証を取得しようとする学生のために、児童福祉法施行規則に基づく授業科目を置く。

5 ヘルスケア栄養学科に在籍し、栄養士免許証を取得しようとする学生のために、栄養士法施行規則に基づく専

門科目を置く。

6 授業科目の種類、単位数等は、別表第2のとおりとする。

7 本学の各学科・専攻において取得申請できる免許状及び免許証の種類は、次のとおりとする。

学科	取得できる免許状・免許証の種類
人間生活学科	
生活クリエイション専攻	中学校教諭2種免許状(家庭)
こども発達専攻	保育士資格証
	幼稚園教諭2種免許状
ヘルスケア栄養学科	栄養士免許証
	栄養教諭2種免許状

(授業の方法)

第27条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし本学における授業時間は45分をもって1時間とする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教室外の学修を考慮して15時間の授業をもって1単位とすることがある。この科目については別に定める。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教室外の実習を考慮して30時間の授業をもって1単位とすることがある。この科目については別に定める。

四 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

五 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修科目の登録)

第 29 条 学生は、その履修しようとする選択科目を定めて、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 各学科は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位について、学生が 1 年間に履修科目として登録することが出来る単位数の上限を定めることができる。

3 各学科は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(試験及び単位の授与)

第 30 条 学生が授業科目を履修した場合には試験を行い、合格した者に対しては単位を与える。

2 試験の方法は筆記試験、口述試験、実技試験及び論文とする。ただし、平常点をもって試験に代えることができる。

(学習の評価及び評価基準)

第 31 条 授業科目の成績は、S、A、B、C、D をもって表し、S、A、B、C を合格として単位を与える。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～ 90 点	S
89 ～80	A
79～ 70	B
69～ 60	C
59～ 0	D

(他学科等の授業科目の履修)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、本学の他の学科・専攻の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、第 18 条第 3 項及び第 33 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超えない範囲で、所属学科の授業科目の修得単位として認定することができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。その修得した単位は、教授会の議により第 18 条第 3 項及び第 32 条で認定された単位数を含めて、30 単位を超

えない範囲で、本学における修得単位として認定することができる。

(長期履修生)

第 34 条 学生が職業を有している等の事情により、第 8 条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

これに関する規程は別に定める。

#### 第 4 節 卒業及び修了

(卒業の要件)

第 35 条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

一 人間生活学科生活クリエイション専攻においては、教養科目は 18 単位以上、基礎科目は 8 単位、専門科目は 40 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

二 人間生活学科こども発達専攻においては、教養科目は 18 単位以上、基礎科目は 4 単位以上、専門科目は 44 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

三 ヘルスケア栄養学科においては、教養科目は 16 単位以上、専門基礎科目は 6 単位、専門科目は 44 単位以上、総計で 66 単位以上とする。

(卒業の認定)

第 36 条 別に定める「学位授与の方針」のもと、本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第 37 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等科目の単位の取得及び修了認定)

第 38 条 第 26 条に規定する学生は、第 35 条第一号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

2 第 26 条第 2 項に規定する学生は、第 35 条第一号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

3 第 26 条第 3 項に規定する学生は、第 35 条第二号に定める単位のほか、教職課程の教科並びに教職に関する専門科目について、所定の単位を取得しなければならない。

4 教職課程の履修に関する規程は別に定める。

5 第 26 条第 4 項に規定する学生は、第 35 条第一号に定める単位のほか、児童福祉法施行規則に基づいて本学で定めた保育士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

6 保育士課程の履修に関する規程は別に定める。

7 第 26 条第 5 項に規定する学生は、第 35 条第二号に定める単位のほか、栄養士法施行規則に基づいて本学で定めた栄養士課程の授業科目について、所定の単位を取得しなければならない。

8 栄養士課程の履修に関する規程は別に定める。

9 第 26 条の各項に規定する各課程の所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了の認定を行う。

(卒業の時期)

第 39 条 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障のないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(単位取得証明)

第 40 条 本学に 1 年以上在学し、所定の単位を取得した者には、願い出により単位取得の証明を与える。

## 第 5 節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

(入学検定料)

第 41 条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納めなければならない。これに関する必要な事項は別に定める。

(入学金)

第 42 条 第 17 条による入学金は 350,000 円とする。ただし、受験生には、減免措置をすることがある。

2 これに関して必要な事項は別に定める。

(授業料)

第 43 条 授業料は年額 560,000 円とし、毎年 4 月 10 日までに納入するものとする。ただし、4 月及び 9 月に半期ずつ分納することもできる。

2 授業料の減免措置に関して必要な事項は別に定める。

(施設設備費及び実験。実習費)

第 44 条 施設設備費及び実験・実習等に要する費用は別に徴収する。

(退学・転学・除籍または停学の場合の授業料)

第 45 条 退学、転学、除籍または停学の場合は、その期の授業料を徴収する。ただし、授業料の未納または長期欠席により除籍した場合には、未納の授業料を免除することができる。

(休学・復学の場合の授業料)

第 46 条 休学期間でも第 43 条による授業料は、これを納めなければならない。

2 学期を通じて休学を許可された者については、その期の授業料を徴収しないことがある。ただし、休学者が中途復学した場合は、その期の授業料を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 47 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 48 条 既納の授業料等は原則として返還しない。

第 6 節 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、外国人留学生及び高大連携授業科目等履修生

(科目等履修生)

第 49 条 本学所定の学科目の中、1 科目、または数科目を選んで、履修を志望する者がある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として、履修を許可することができる。科目等履修生が履修した授業科目は、試験に合格すれば単位を与える。科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 50 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学の学生が本学の開設する授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、所定の手続きを経て、特別聴講生としてその履修を許可することができる。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 50 条の 2 本学所定の学科目の中の 1 科目又は複数の科目の聴講を願い出る者がある場合には、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。聴講生に対しては単位の認定を行わない。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で、入学を志望する者は、その国の公館の紹介状を添えて、願い出なければならない。

2 前項の出願者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に対しては、すべて本学則を準用する。

(高大連携授業科目等履修生)

第 52 条 高大連携の協定を締結した高等学校に在籍する生徒で、当該高等学校の校長の推薦により、本学が指定した授業科目(以下、「高大連携授業科目」という)の履修を希望する者がある場合には、当該科目の授業に支障のない限り、選考のうえ、高大連携授業科目等履修生として、履修を許可することがある。履修した生徒が単位認定を希望したときは、本学の単位認定方法に基づいて単位を認定することができる。高大連携授業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

## 第 7 節 講座の開設

(学校図書館司書教諭講座)

第 53 条 本学は、学校図書館司書教諭を希望する学生のために、司書教諭講座を設けることがある。これに関する規程は別に定める。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(講座の開設)

第 54 条 本学は、各協会の実施する資格の取得を希望する学生のために、次の講座を開設することがある。これらに関する規程は別に定める。

学科・専攻	講座名	取得できる資格
人間生活学科 生活クリエイション専攻	衣料管理士講座	2 級衣料管理士
	フードスペシャリスト講座	フードスペシャリスト
	フードコーディネーター講座	フードコーディネーター 3 級
ヘルスケア栄養学科	健康管理士一般指導員講座	健康管理士一般指導員
	フードコーディネーター講座	フードコーディネーター 3 級

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

## 第 8 節 職員組織

(職員組織)

第 55 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。また必要に応じて副学長を置くことがある。

一 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

二 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

三 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

四 講師は、教授、准教授に準ずる職務に従事する。

五 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

六 事務職員は、学長の命により、大学の事務を処理する。

(事務組織)

第 56 条 大学の事務を処理するため、本学に事務部を設け、事務長を置く。

2 事務部の組織及び運営については別に定める。

## 第 9 節 教授会

(教授会)

第 57 条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、助教をもって構成する。

2 教授会には必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

3 教授会に関する規則は、別に定める。

## 第 10 節 学生の福利厚生

(保健室)

第 58 条 本学に保健室を設け、学校医、保健教員の指導のもとに、学生の健康管理に当たる。

(体育施設)

第 59 条 本学に、学生の体育向上に資するため、各種の体育施設を設ける。

(福利厚生施設)

第 60 条 本学に、学生の福利厚生施設として、集会室、休養室、食堂及び購買部等を設ける。

## 第 11 節 附属図書館

(附属図書館)

第 61 条 本学に、附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は別に定める。

## 第12節 附属研究所

(附属研究所)

第62条 本学に、附属研究所を置き、その名称を栄養科学研究所とする。

2 附属研究所に関する規程は別に定める。

## 第13節 公開講座

(公開講座)

第63条 本学は、一般人の教養を高め、地域文化の向上に資するために、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第14節 賞 罰

(表彰)

第64条 学生として表彰に値する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第65条 学生が本学の規程に背き、または学生としての本分に反する行為がある場合には、学長は教授会の議を経て、これを懲戒する。懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒の手続きについては、別に定める。

## 第15節 学生寮

(学生寮)

第66条 本学に学生のための学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は別に定める。

## 第16節 細 則

(細 則)

第 67 条 本学則に関する細則は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、昭和 25 年 3 月 14 日制定し、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

附 則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 29 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

別表第 1

人間生活学科・生活クリエイション専攻の授業科目及び単位数

1.教養科目

教養科目については計 18 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
日本文化史		2
心理学		2
文学		2
日本語表現		2
科学の世界		2
コンピュータ基礎演習 A		1
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理 A		1
情報処理 B		1
国際理解		2
コミュニケーション英語		1
ビジネス英語		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
人間学	2	
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学(実習を含む)		2
現代社会の課題		2

2.基礎科目

基礎科目については 8 単位を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学(家庭経営学、家族関係学および家庭経済学を含む)	2	
食生活論(食品学・栄養学を含む)	2	

住生活論	2	
衣生活論	2	

### 3.専門科目

専門科目については40単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
消費科学		2
消費経済論		2
テキスタイル学		2
テキスタイル実験		1
被服管理学		2
被服管理学実験		1
染織工芸		1
アパレル企画演習		1
服飾造形論		2
アパレル造形実習		1
きもの造形実習		1
アパレルデザイン論		2
カラーコーディネート演習		1
衣環境学		2
ファッションビジネス(演習を含む)		2
アパレルコンピュータ演習		1
消費者調査法		1
トータルファッション(ヘア・メイク)		1
ファッションドレーピング		1
ファッションショーⅠ		1
ファッションショーⅡ		1
食生活実習		1
健康栄養学		2
調理学		2
応用食品学		2
フードデザイン実習		1
製菓実習 A		1
製菓実習 B		1
健康衛生論		2
食品学基礎実験		1
食品の官能評価・鑑別 A		1

授業科目	単位数	
	必修	選択
食品の官能評価・鑑別 B		1
フードコーディネート論		2
フードスペシャリスト論		2
保育学(実習を含む)		2
チャイルドケア論		2
保育の心理学 I		2
こどものワークショップ		1
服飾造形基礎(こども服と小物制作)		1
こどものおもちゃ制作		1
絵本制作		1
こどもの食生活		2
インテリアデザイン		2
キャリアデザイン演習(ファッション業界研究)		1
キャリアデザイン演習(フード業界研究)		1
ビジネス実務		2
エアライン実務(マナー・接客)		1
ブライダルプランニング(演習を含む)		2
プレゼンテーション演習		1
エアライン空港実務体験		2
医療事務 I		1
医療事務 II		1
医療事務 III		1
イベントプロデュース I		1
イベントプロデュース II		1
生活クリエイション特別演習 I	1	
生活クリエイション特別演習 II	1	
総合ゼミ	2	

## 人間生活学科・こども発達専攻の授業科目及び単位数

### 1. 教養科目

教養科目については計 18 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
日本文化史		2

授業科目	単位数	
	必修	選択
心理学		2
文学		2
日本語表現		2
科学の世界		2
コンピュータ基礎演習 A		1
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理 A		1
情報処理 B		1
国際理解		2
コミュニケーション英語		1
ビジネス英語		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
人間学		2
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学（実習を含む）		2
現代社会の課題		2

## 2.基礎科目

基礎科目については計 4 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
生活学（生活科を中心に）		2
食生活論（生活科を中心に）		2
住生活論(生活科を中心に)		2
衣生活論(生活科を中心に)		2

## 3.専門科目

専門科目については計 44 単位以上を修得すること。

授業科目	単位数	
	必修	選択
教育の心理学		2
保育の心理学 I	2	
保育の心理学 II		1

授業科目	単位数	
	必修	選択
臨床心理学演習		1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2	
保育原理		2
教師・保育者論		2
幼児教育課程論		2
保育相談支援		1
社会的養護		2
社会的養護内容		1
教育原理	2	
家庭支援論	2	
子育て支援演習		1
乳児保育 A		1
乳児保育 B		1
障害児保育 I		1
障害児保育 II		1
子どもの保健 I A		2
子どもの保健 I B		2
子どもの保健 II		1
子どもの食と栄養 A		1
子どもの食と栄養 B		1
児童家庭福祉	2	
社会福祉		2
相談援助		1
発達と健康		1
子どもと文学		1
初等国語		1
保育の音楽表現		2
保育の身体表現		1
保育の造形表現		1
音楽表現法		2
こどもの図画工作 A		1
こどもの図画工作 B		1
幼児体育		1
保育基礎演習		1
生活基礎	1	
保育内容総論		1

授業科目	単位数	
	必修	選択
保育内容：健康		1
保育内容：言葉		1
保育内容：人間関係		1
保育内容：環境		1
保育内容：表現（音楽）		1
保育内容：表現（造形）		1
教育方法 A		1
教育方法 B		1
幼児英語教材演習		1
保育キャリアデザイン A		1
保育キャリアデザイン B		1
こども発達特別演習Ⅰ	1	
こども発達特別演習Ⅱ	1	

## ヘルスケア栄養学科の授業科目及び単位数

### 1.教養科目

教養科目については計 16 単位以上を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
日本国憲法		2
国際理解		2
心理学		2
科学の世界		2
環境と健康		2
健康と運動(理論と実技) A	1	
健康と運動(理論と実技) B	1	
日本語表現		2
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
コミュニケーション英語		1
ビジネス英語		1
コンピュータ基礎演習 A		1
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理(演習を含む)		2
美術		2
音楽		2
キャリアデザイン(基礎)	2	
キャリアデザイン(応用)		2
ボランティア社会学(実習を含む)		2

## 2.専門基礎科目

専門基礎科目については6単位を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
化学	2	
生物学	2	
基礎の科学	2	

## 3.専門科目

専門科目については計44単位以上を修得すること。

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
公衆衛生学	2	
社会福祉概論		2
健康科学概論		2
いのちの倫理		2
解剖学		2
栄養生理学(含運動生理学)		2
微生物学		2
生化学		2
病理学概論		2
解剖生理学実験		1
生化学実験		1
食品学総論	2	
食品学各論		2
食品加工学(実習を含む)		2
食品衛生学	2	
食品学実験	1	
食品衛生学実験		1
基礎栄養学Ⅰ	2	
基礎栄養学Ⅱ	2	
ライフステージ栄養学	2	
臨床栄養学概論		2
ライフステージ栄養学実習		1
臨床栄養学実習		1
栄養教育論		2

授 業 科 目	単位数	
	必修	選 択
栄養指導論		2
公衆栄養学概論		2
栄養指導実習 I		1
栄養指導実習 II		1
栄養情報処理演習		1
ヘルスカウンセリング論		2
調理学	2	
給食計画・実務論		2
調理学実習 I (含調理学実験)	1	
調理学実習 II		1
給食計画実習		1
給食管理実習 I		2
給食管理実習 II		2
給食管理校外実習		2
フードシステムの経済学		2
フードコーディネート論		2
ヘルスケア栄養学特別演習 I	1	
ヘルスケア栄養学特別演習 II	1	
栄養士基礎演習		1
栄養士実践演習 I		1
栄養士実践演習 II		1

## 別表第 2

## 教職に関する専門科目及び単位数

## 中学校教諭 2 種免許状(家庭)

授業科目	単位数
教育基礎理論	2
教育心理学	2
教職概論	2
教育相談	2
家庭科教育法	2
道徳の指導法	1
特別活動の指導法	1
生徒指導・進路指導	2
教職実践演習(中学校)	2
教育実習指導	1
教育実習	4

## 幼稚園教諭 2 種免許状

授業科目	単位数
教師・保育者論	2
教育原理	2
教育の心理学	2
幼児教育課程論	2
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
保育の音楽表現	2*
保育の身体表現	1*
保育の造形表現	1*
保育基礎演習	1*
教育方法 A	1
教育方法 B	1
幼児理解（カウンセリングを含む）	2
教職実践演習（幼稚園）	2
幼稚園実習指導	1

授業科目	単位数
幼稚園実習	4

\* 4 科目から 1 単位以上修得すること

#### 栄養教諭 2 種免許状

授 業 科 目	単位数
栄養教諭教育論	2
教職概論	2
教育基礎理論	2
教育心理学	2
道德の指導法	1
特別活動の指導法	1
生徒指導論	1
教育相談	1
教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習指導	1
栄養教育実習	1

保育士課程の授業科目・単位数

教養科目

授業科目	単位数	
	必修	選択
日本国憲法		2
日本文化史		2
心理学		2
文学		2
日本語表現		2
科学の世界		2
コンピュータ基礎演習 A		1
コンピュータ基礎演習 B		1
情報処理 A		1
情報処理 B		1
国際理解		2
コミュニケーション英語		1
ビジネス英語		1
総合英語 A	1	
総合英語 B	1	
スポーツ理論・実技 A	1	
スポーツ理論・実技 B	1	
人間学		2
キャリアデザイン論	2	
ボランティア社会学（実習を含む）		2
現代社会の課題		2

専門科目

授業科目	単位数
教育の心理学	2*
保育の心理学 I	2
保育の心理学 II	1
臨床心理学演習	1*
幼児理解（カウンセリングを含む）	2
保育原理	2
教師・保育者論	2
幼児教育課程論	2
保育相談支援	1
社会的養護	2
社会的養護内容	1
教育原理	2
家庭支援論	2
子育て支援演習	1*
乳児保育 A	1
乳児保育 B	1
障害児保育 I	1
障害児保育 II	1
子どもの保健 I A	2
子どもの保健 I B	2
子どもの保健 II	1
子どもの食と栄養 A	1
子どもの食と栄養 B	1
児童家庭福祉	2

社会福祉	2
相談援助	1
発達と健康	1*
子どもと文学	1*
保育の音楽表現	2
保育の身体表現	1
保育の造形表現	1
音楽表現法	2*
こどもの図画工作A	1*
こどもの図画工作B	1*
幼児体育	1*
生活基礎	1
保育基礎演習	1*
保育内容総論	1
保育内容：健康	1
保育内容：言葉	1
保育内容：人間関係	1
保育内容：環境	1
保育内容：表現（音楽）	1
保育内容：表現（造形）	1
教育方法A	1*
教育方法B	1*
幼児英語教材演習	1*
保育キャリアデザインA	1*
保育キャリアデザインB	1*
保育実習指導 I	2

保育実習指導Ⅱ	1
保育実習Ⅰ	4
保育実習Ⅱ	2
教職実践演習(幼稚園)	2

選択必修科目（\*印）からは、6単位以上を選択して修得すること

## 栄養士課程の授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数
社会生活と健康	公衆衛生学	2
	社会福祉概論	2
人体の構造と機能	解剖学	2
	栄養生理学(含運動生理学)	2
	生化学	2
	病理学概論	2
	解剖生理学実験	1
	生化学実験	1
食品と衛生	食品学総論	2
	食品学各論	2
	食品衛生学	2
	食品学実験	1
	食品衛生学実験	1
栄養と健康	基礎栄養学 I	2
	基礎栄養学 II	2
	ライフステージ栄養学	2
	臨床栄養学概論	2
	ライフステージ栄養学実習	1
	臨床栄養学実習	1
栄養の指導	栄養教育論	2
	栄養指導論	2
	公衆栄養学概論	2
	栄養指導実習 I	1
	栄養指導実習 II	1
	栄養情報処理演習	1
給食の運営	調理学	2
	給食計画・実務論	2
	調理学実習 I (含調理学実験)	1
	調理学実習 II	1
	給食計画実習	1
	給食管理実習 I	1
	給食管理実習 II	1
	給食管理校外実習	2

## 別表第 3

## 司書教諭講座の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	1
読書と豊かな人間性	1
情報メディアの活用	1

## 衣料管理士資格の授業科目及び単位数

授業科目	単位数
テキスタイル学	2
テキスタイル実験	1
被服管理学	2
被服管理学実験	1
服飾造形論	2
アパレル企画演習	1
アパレル造形実習	1
アパレルデザイン論	2
カラーコーディネート演習	1
ファッションドレーピング	1
ファッションショーⅠ	1
ファッションショーⅡ	1
衣生活論	2
染織工芸	1
消費科学	2
消費者調査法	1
衣環境学	2
ファッションビジネス(演習を含む)	2
アパレルコンピュータ演習	1
イベントプロデュースⅡ	1

## フードスペシャリスト資格の授業科目及び単位数

### 人間生活学科生活クリエイション専攻

授業科目	単位数
食生活論(食品学・栄養学を含む)	2
食生活実習	1
フードデザイン実習	1
調理学	2
健康栄養学	2
応用食品学	2
消費経済論	2
健康衛生論	2
フードスペシャリスト論	2
食品の官能評価・鑑別 A	1
食品の官能評価・鑑別 B	1
食品学基礎実験	1
フードコーディネート論	2

## フードコーディネーター資格の授業科目及び単位数

### 人間生活学科生活クリエイション専攻

授業科目	単位数
食生活論(食品学・栄養学を含む)	2
応用食品学	2
調理学	2
食生活実習	1
健康栄養学	2
健康衛生論	2
消費経済論	2
フードデザイン実習	1
フードコーディネート論	2
生活クリエイション特別演習Ⅰ	1
生活クリエイション特別演習Ⅱ	1
カラーコーディネート演習	1
インテリアデザイン	2
消費経済論	2
ビジネス実務	2

### ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
栄養士基礎演習	1
食品学各論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ(含調理学実験)	1
給食計画・実務論	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
公衆衛生学	2
食品衛生学	2
調理学実習Ⅱ	1
ヘルスケア栄養学特別演習Ⅰ	1
ヘルスケア栄養学特別演習Ⅱ	1
フードコーディネート論	2
美術	2
フードシステムの経済学	2

健康管理士一般指導員資格の授業科目及び単位数

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
健康科学概論	2
環境と健康	2
公衆衛生学	2
社会福祉概論	2
解剖学	2
栄養生理学(含運動生理学)	2
生化学	2
病理学概論	2
食品学総論	2
食品学実験	1
食品衛生学	2
基礎栄養学 I	2
基礎栄養学 II	2
ライフステージ栄養学	2
臨床栄養学概論	2
調理学	2
調理学実習 I(含調理学実験)	1
化学	2
生物学	2
基礎の科学	2

# 昭和学院短期大学学位規程

平成 17 年 11 月 9 日制定

平成 24 年 3 月 7 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条及び昭和学院短期大学学則(以下「学則」という。) 第 37 条の規定に基づき、昭和学院短期大学(以下「本学」という。) において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

## (付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

人間生活学、ヘルスケア栄養学

## (学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 36 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

## (学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

## (学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「昭和学院短期大学」と付記するものとする。

## (学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 10 日より施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学長期履修生規程

平成 19 年 1 月 17 日制定

平成 24 年 3 月 7 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学における長期履修生に関する事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 長期履修生とは昭和学院短期大学学則第 34 条に基づき、短期大学の課程を 3 年、又は 4 年をかけて履修し卒業する者のことをいう。

## (手続)

第 3 条 長期履修生としての受入れを志願する者は、出願手続の際に修業年限を申し出なければならない。

## (入学の許可)

第 4 条 前条の出願者については、選考のうえ、長期履修生として入学を許可することがある。

## (修業年限)

第 5 条 修業年限は 3 年又は 4 年とする。

## (在学年限)

第 6 条 前条で申請した修業年限内で、卒業に必要な単位が修得できない時は、在学年限 4 年の限度内で延長することができる。しかし、長期履修生としての身分は停止することとなり、授業料等は学則第 8 条に定める修業年限 2 年の学生と同じ扱いとなる。

## (履修方法)

第 7 条 申請した修業年限の中でバランスよく履修するために、各年度の履修科目及び履修単位数の上限を決定しなければならない。

## (卒業)

第 8 条 本学にあらかじめ申し出た期間在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者には、卒業証書を与える。

## (学位)

第 9 条 本学を卒業した者は、所定の学位を授与する。

(授業料等の納入)

第 10 条 授業料等については、学則第 43 条及び第 44 条に定める授業料等の 2 年間の合計額を修業年限により等分に分割し、分納することができる。但し、入学金及び入学時設備費は分納することができない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学外国人留学生規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 28 年 4 月 1 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学学則第 51 条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定める。

## (定 義)

第 2 条 この規程において「外国人留学生」とは、日本の国籍を有しない者で日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、選考によって昭和学院短期大学に入学を許可された外国人留学生をいう。

## (区 分)

第 3 条 前条に定める外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

(1)本短期大学の学生

(2)科目等履修生

(3)特別聴講生

## (入学資格)

第 4 条 外国人留学生として入学することができる者は、次の各号に該当し、学則、科目等履修生規程、特別聴講生規程に定めるそれぞれの入学資格を有する者であって、本学の選考に合格した者とする。

(1)外国において、学校教育における 12 年間の課程を修了した者。又は、これに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。

(2)出入国管理及び難民認定法に定められる「留学」の在留資格を有する者。

## (入学時期)

第 5 条 外国人留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

## (入学の出願)

第 6 条 学生又は科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。最終出身学校に係る書類は、英語または日本語の訳文を添付すること。

(1)入学願書

(2)最終出身学校の卒業(修了)証明書(見込証明書を含む。)

(3)最終出身学校の成績証明書

(4)現に日本に居住している者は、在留カード(両面)とパスポート(顔写真、氏名、生年月日の記載のあるページ)のコピー

(5)国籍を有する国の公館の紹介状

(6)最終出身学校の長又は関係教員の推薦書(日本在住の場合を除く)

(7)我が国に居住する保証人の公的証明書(住民票など)

(8)健康診断書

(9)日本語能力を示す証明書

(10)その他、必要と認める書類

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、別に定めるところにより行い、合格者は教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学金を納めなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書を交付する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納めなければならない。

4 入学を許可された者が、所定の期日までに入国できないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(授業料)

第9条 入学を許可された者は、本学学則で定める授業料を、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の授業料は、本人の申し出により、その30%を減免することがある。ただし、私費留学生で、学生生活において経済的に困窮しているものに限る。

(学位記等)

第10条 外国人留学生が所定の課程等を修了したときは、学生については短期大学士学位記、科目等履修生及び特別聴講生については単位修得証明書を交付することができる。

(学則等の準用)

第 11 条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程等の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# 昭和学院短期大学科目等履修生規程

平成 4 年 4 月 1 日制定  
平成 24 年 3 月 7 日改正

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 49 条に基づき、科目等履修生に関する規定を次のとおり定める。

第 2 条 本学所定の学科目の中、一科目または数科目を選んで履修を志望するものがある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

第 3 条 科目等履修生としての履修を志願することのできる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力がある者でなければならない。

第 4 条 科目等履修生として履修を志願する者は、履修しようとする科目及び期間を記載した履修願書に履歴書、健康診断書、最終出身学校成績証明書及び検定料 15,000 円を添えて提出しなければならない。

第 5 条 科目等履修生の履修の始期は、学期の始めとする。

第 6 条 科目等履修生の履修期間は、一年以内とする。ただし、事情によっては延長することができる。

第 7 条 科目等履修生の入学料は 100,000 円、授業料は 1 単位につき 10,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。

第 8 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事由があっても返却しない。

第 9 条 科目等履修生には、願い出により履修証明書を与える。

## 附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学特別聴講生規程

平成 4 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 7 日改正

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 50 条に基づき、特別聴講生に関する規定を次のとおり定める。

第 2 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学の学生が本学の開設する授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、所定の手続きを経て、特別聴講生としてその履修を許可することができる。

第 3 条 特別聴講生として本学の科目の履修を志願する者は、本学の定める期間内に、所属大学を通して、所定の書類を提出しなければならない。

第 4 条 特別聴講生の受け入れ許可は、出願者の所属大学を経由して通知する。

第 5 条 受け入れを許可された者は、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

第 6 条 授業料は無料とする。ただし、授業に必要なテキスト代等は各自で負担する。

第 7 条 特別聴講生の履修期間は、一年以内とする。

第 8 条 特別聴講生は、所定の学生証の交付を受け、学内では常に携帯しなければならない。

第 9 条 特別聴講生の本学における取り扱いについては、この規定に定めるほか、本学学則に従うものとする。

## 附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学の授業料の減免に関する規程

平成26年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和学院短期大学（以下「本学」という。）の「学則」、「入学に際しての手続き及び提出書類等に関する細則」及び「授業料等学納金及びその他の経費に関する規程」に基づく本学2年次の学生授業料の減免について定める。

(減免の対象者)

第2条 本学第2年次の学生の授業料を、第3条に定める選考委員会の議を経て、次の基準により減免することができる。なお、対象者は5名以内とする。長期履修生は対象外とする。

	金 額	減 免 額	減免の要件
授業料	560,000円/年	半期毎に、授業料の2分の1 (14万円)とする。	1. 本人の属する家庭の保護者全員の市区町村民税所得割額の合計が15万円未満であること。(収入の目安として590万円未満) 2. 学業成績が特に優秀であること。 3. 授業態度が優れていること。 4. 本学において、模範的な学生であること。

(選考委員会)

第3条 本学に入学金及び授業料の減免を対象とする者を選考する委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員会の委員は、連絡協議会委員及び法人事務局長とし、委員長を学長が務める。

(申請手続)

第4条 減免の申請をしようとする者は、定められた期間内に授業料を納入したのち、減免申請書(様式第1号、

以下「申請書」という。)に別表第1の対象者の欄又は第2の対象者の欄に掲げる事由(以下「減免事由」という。)に該当することを証する書類を添えて、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。ただし、学長がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第5条 学長は、申請書を受理し、減免の決定をした場合、減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。減免の決定した学生には、半期毎に授業料の2分の1(14万円)を返還する。

(減免事由の消滅)

第6条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免事由が消滅した者は、直ちに減免事由消滅届(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第7条 学長は、前条の規定による届け出があったとき若しくは減免事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決定を取り消すことができる。

(1) 本学学則第65条第1項(以下「学則」という。)の規定により懲戒処分を受けたとき。

(2) 申請書またはこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 本規定は、平成26年4月1日より施行し、平成26年度分以降の減免等について適用する。

# 昭和学院短期大学資格奨励金制度規程

平成29年2月1日制定

## (目 的)

第1条 昭和学院短期大学は、資格の重要性を理解し、学習意欲を持つ学生をサポートするため、正規授業や課外の特別対策講座等によって、積極的な資格取得支援を行い、本人の一層の努力を促すとともに、学業を奨励し、本学教育の一層の充実向上を図ることを目的とする。

## (資格および特典)

第2条 本学在学中の学生であること。科目等履修生は除く。

2 在学中に次の資格を初めて取得したものに資格奨励金を付与する。ただし、1万円と5万円は各1回限りとする。

奨励金額	資格種類	得点およびランク
5万円	TOEIC	600点
	実用英語技能検定（英語検定）	準1級、1級
1万円	TOEIC	500点
	実用英語技能検定（英語検定）	2級

## (手続き)

第3条 申請書に資格証または合格証のコピーを添えて教務へ提出する。

## 附則

この制度は平成29年4月1日より実施する。

# 昭和学院短期大学学生懲戒規程

平成 26 年 12 月 3 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学学則第 65 条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

## (懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の種類は、つぎのとおりとする。

- 一 退学 退学させ、再入学は認めない。
- 二 停学 6 か月以内の有期停学または無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。
- 三 訓告 注意を与え、戒める。

## (その他の教育的措置)

第 3 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭または文書による厳重注意を行うことがある。

## (懲戒等の判断基準)

第 4 条 懲戒等の要否の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるものとする。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- 四 他の学生及び社会に与える影響
- 五 過去の非違行為の有無
- 六 非違行為後の対応

2 懲戒等に該当する行為には、犯罪行為のほか、自身の過失による交通事故・違反、試験による不正行為等が含まれる。

## (調査委員会の設置)

第 5 条 学生生活指導委員長は、学生の懲戒に該当する行為(以下「事案」という)に関する情報を知り得たとき

は、直ちに学長に報告するとともに、その事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生生活指導委員長
- 二 学生生活指導委員の互選による者 若干名
- 三 学長が指名する教職員 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第一号の退学または同条第二号の停学に該当することが明白であると認められた場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、謹慎期間は1か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事案調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生または関係者から事情もしくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、速やかに調査結果を学生生活指導委員会に報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 学生生活指導委員会は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の要否、懲戒案及び審議経過等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 学生生活指導委員会は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、日頭又は文書による弁明の機会を与

えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく回頭による弁明の場に出席しなかった場合または弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したとみなす。

2 学生生活指導委員会は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

(懲戒の決定)

第 11 条 学生生活指導委員会は、作成した懲戒案を教授会に付議するものとする。

2 学長は、教授会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第 12 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分書(別紙様式 1)を当該学生に交付することにより通知するものとする。

2 第 7 条 2 項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

(懲戒に関する記録)

第 13 条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

(再審査)

第 14 条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、再審査請求書(別紙様式 2)により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、学生生活指導委員会に対して再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の再審査は、第 5 条から第 10 条に規定する手続きを経るものとする。

3 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(停学処分中の指導等)

第 15 条 停学処分中又は謹慎中の学生に対しては、反省文及び日誌の作成を課すとともに、定期的な面談の実施等、適切な指導を行うものとする。

2 有期停学の期間が、履修手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し履修登録を認めるものとする。

(無期停学の解除)

第 16 条 無期停学の解除は、指導教員等の解除申請に基づき、学生生活指導委員会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。

2 学生生活指導委員会の発議は、当該学生の悔悟の情が顕著で、学習意欲があると認められる場合に行うものとする。

3 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。

4 学長が無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

(懲戒処分と学籍異動等)

第 17 条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に退学(自主退学)の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、停学の懲戒処分の決定後に退学(自主退学)の願い出があった場合は、この願い出を受理し、教授会の議を経て、退学を許可することができるものとする。

3 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

4 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

5 停学期間は、在学期間を含め、修業年限は含めないものとする。ただし、停学期間が 1 か月以内の場合には、修業年限には含めることができるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第 18 条 学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(雑 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

# 昭和学院短期大学附属図書館規程

昭和 57 年 11 月 20 日制定

一部省略

平成 25 年 4 月 1 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 61 条に基づき、附属図書館規程を次のように定める。

## (目 的)

第 2 条 昭和学院短期大学附属図書館(以下、「図書館」という。) は、図書館資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供することを主たる目的とする。

## (組 織)

第 3 条 図書館には館長又はこれに相当するもの(以下、「館長」という。) 及び事務職員(以下、「図書館職員」という。) を置く。

2 館長は、図書館・情報メディアセンター長が兼務する。

3 図書館職員は司書及び事務職員とし、その選任は学長がこれを行う。

第 4 条 館長は、図書館の管理及び運営を総括する。

2 図書館職員は、図書館の業務に従事する。

## (図書館運営委員会)

第 5 条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## (図書館資料の範囲)

第 6 条 図書館においては、次の各号に掲げる種類の資料を収集。管理し、閲覧に供する。

### (1)図書

(ア)一般教育、専門教育に必要な学生用図書

(イ)専門学術図書及び共通基本図書

(ウ)教養及び自由読書に供する図書

### (2)逐次刊行物

### (3)視聴覚資料

### (4)その他の資料

#### (図書館資料の収集。管理)

第7条 前条で定めた図書館資料の収集は、購入及び寄贈による。

2 図書館資料の収集・管理に関し、必要な事項は別に定める。

#### (図書館資料の利用及び制限)

第8条 図書館は学内利用者に対し、図書館資料及び施設の公平な活用を図らなければならない。

2 図書館は、図書館利用の趣旨に反した行為のあったものに対し、利用の制限又は禁止することができる。

3 図書館利用規程は、別に定める。

#### (相互協力)

第9条 図書館は利用者のため、広く他大学図書館と協定したうえ、閲覧、複写、貸借等の相互協力を図るものとする。

2 図書館は、所蔵していない図書館資料を他大学図書館等に利用の依頼を行うことができる。

なお、利用については、当該図書館の定めるところに従うものとする。

3 他大学等から図書館利用の申し出があるとき、館長は図書館の利用状況を考慮の上、閲覧、複写、貸出等を許可することができる。

#### (弁償等)

第10条 図書館資料及び図書館設備。図書館システムに損害を与えた者は、これを弁償しなければならないことがある。

2 前項の行為が利用者の資料の管理に問題があったと判断される場合、館長は、損害を与えた者に弁償させることができる。

#### (個人情報の保護)

第11条 学校法人昭和学院個人情報保護基本方針に基づき、利用者情報の目的外使用を禁止し、情報を保護する。

#### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、昭和 57 年 11 月 20 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 昭和学院短期大学附属図書館利用規程

平成 18 年 6 月 15 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学附属図書館規程第 8 条に基づき、図書館利用について定める。

## (利用者の範囲)

第 2 条 図書館を利用できるもの(以下、「利用者」という。) は、次のとおりとする。

- (1)本学教職員
- (2)本学学生
- (3)図書館長(以下「館長」という)が許可した者

## (開館日)

第 3 条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。

- (1)土曜日
- (2)日曜日
- (3)国民の祝日に関する法律に定める休日
- (4)夏季、冬季及び春季の各休業日のうちの一定期間
- (5)蔵書点検の期間

2 前項の規程にかかわらず、館長は、特に必要と認めた場合、開館日または休館日を変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

## (開館時間)

第 4 条 開館時間は次のとおりとする。

- (1)月・火・木・金曜日 午前 9 時から午後 6 時
- (2)水曜日 午前 9 時から午後 5 時
- (3)夏季、冬季及び春季の各休業中の開館時間は、別に定める

2 館長は、前項各号に定める開館時間を臨時に変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

(館内閲覧)

第 5 条 図書館資料(以下「資料」という)は、閲覧室内において自由に閲覧することができる。閲覧後の資料は必ず、所定の場所に返しておかなければならない。

(貸出)

第 6 条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て資料を館外に借り出すことができる。

(1)稀覯図書

(2)参考図書

(3)新聞雑誌等逐次刊行物の新刊号

(4)その他図書館において特に指定したもの

2 館長は、特別の事情がある場合、前項各号の館外貸出を認めることがある。

3 貸出しした資料は、転貸してはならない。

(貸出冊数および期間)

第 7 条 館外に貸出しできる冊数および期間の限度は、次のとおりとする。

(1)本学学生 5 冊 2 週間

(2)本学教職員 50 冊 6 ヶ月

(3)相互協力による他図書館 相互協力の取り決めによる

(4)その他、館長の許可を受けたもの その都度指定

(5)雑誌の貸出期間は、1 週間とする。ただし新刊号の貸出しは行わない。

2 前項第 2 号の貸出期間中においても、他の利用者から申し出があった場合、館長は返却を求めることができる。

3 第 1 項 1 号の利用者が、貸出期間を超えて引き続き借用しようとするときは、予約がない場合に限り、所定の手続きを経て 1 回のみ 1 週間貸出しを更新することができる。ただし、返却期限内に継続手続きをした資料に限る。

(予約)

第 8 条 貸出中の資料を利用したい場合は、貸出しの予約をすることができる。ただし、当該図書の返却済みの連絡をした日を含めて 1 週間以内に利用されなかったときは、予約を解除する。

(返 却)

第 9 条 貸出しを受けた資料は、期間内に返却しなければならない。

2 図書館は返却期限を過ぎても資料を返却しない者に対し、以下のサービスを停止することとする。

(1)遅れた日数分の資料の貸出

(2)資料貸出の更新、予約

3 次の各号に該当する者は、貸出期間中においても、ただちに資料を返却しなければならない。

(1)学 生 卒業、休学、退学するとき

(2)教職員 転籍、休職、退職するとき

(3)資料の点検その他の理由により、館長が必要と認めるとき

(レファレンス・サービス)

第 10 条 利用者は次のレファレンス・サービスを受けることができる。

(1)図書館資料及び施設の利用指導

(2)図書館資料の所在及び所蔵についての調査及び援助

(3)文献及び情報検索についての調査及び援助

(複 写)

第 11 条 資料の複写は所定の手続きにより行うことができる。ただし、次のものは複写することができない。

(1)著作権法に抵触するもの

(2)館長が不相当と認めたもの

2 資料の複写については、別に定める。

(相互利用)

第 12 条 学内者が研究、教育及び学習上必要とするため、他大学の図書館及び資料を利用しようとする場合は、職員に申し出て、所定の手続きを経なければならない。

(1)館長は、必要に応じて当該機関に対して利用依頼を行う

(2)経費は利用者負担とする

2 他大学の図書館から次のような利用申込があった場合、学内利用に支障のない範囲内において、これを処理するものとする。

(1)閲覧

(2)相互貸借

(3)文献複写

(館内規律)

第 13 条 利用者は、図書館に関する諸規程、館長及び図書館職員が指示する事項を守らなければならない。

(罰 則)

第 14 条 館長は、前条の規程に違反した者に対して、図書館の利用を制限または停止することができる。

(細 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# 昭和学院短期大学教職課程履修規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条第 4 項の規定により、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、本学における教職課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

## (免許)

第 2 条 本学において取得申請できる免許状の種類は、第一号、第二号、第三号に掲げるとおりとする。

一 人間生活学科生活クリエイション専攻 中学校教諭 2 種免許状(家庭)

二 同 こども発達専攻 幼稚園教諭 2 種免許状

三 ヘルスケア栄養学科 栄養教諭 2 種免許状

## (教職課程の履修費)

第 3 条 学則別表第 2 に定める教職に関する専門科目を履修する者は、所定の期日までに各免許に応じた教職課程履修費を納入しなければならない。

## (教員免許状取得に関する授業科目及び単位の取得)

第 4 条 教職課程を履修する者は、学則第 35 条の卒業要件によるほか、教育職員免許法施行規則に定める教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 教職課程の授業科目の種類、単位数等は学則別表第 2 のとおりとする。

## (教育実習の履修)

第 5 条 教育実習の履修については、別に定める。

## (細則)

第 6 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学教職課程履修規程細則

平成 19 年 2 月 7 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

## (目 的)

第 1 条 この細則は、昭和学院短期大学教職課程履修規程第 6 条の規定に基づき、本学の教職課程の履修に関し必要な事項を定めるものである。

## (単位数及び科目)

第 2 条 人間生活学科生活クリエイション専攻学生が別表 1 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める中学校教諭 2 種免許状(家庭)が与えられる。

2 人間生活学科こども発達専攻学生が別表 2 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める幼稚園教諭 2 種免許状が与えられる。

3 ヘルスケア栄養学科学生が栄養士免許証の取得を前提として、別表 3 に示す科目の単位を修得することにより、教育職員免許法に定める栄養教諭 2 種免許状を取得する資格が与えられる。

4 ただし、他学科・専攻の学生が第一項または第二項の免許状取得のための要件を満たした場合、当該免許状の申請をすることができる。

## (教育実習等)

第 3 条 教育実習等については、昭和学院短期大学教育実習等規程によるもののほか、取得免許状ごとに実施要項を別に定める。

## (介護等体験)

第 4 条 中学校教諭免許状を取得するために、原則として 1 年次に 2 日間の養護等特別支援学校体験及び 5 日間の社会福祉施設における介護等体験を行う。ただし、これらは履修単位に含まれない。

## (雑 則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 中学校教諭 2 種(家庭)

◇教科に関する科目(12)◇	◇教職に関する科目(21)◇	◇教職に必要な科目(8)◇
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活学(家庭経営学、家族関係学および家庭経済学を含む)(2)</li><li>● 食生活論(食品学・栄養学を含む)(2)</li><li>● 住生活論(2)</li><li>● 衣生活論(2)</li><li>● 服飾造形基礎(こども服と小物制作)(1)</li><li>● 食生活実習(1)</li><li>● 保育学(実習を含む)(2)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育基礎理論(2)</li><li>● 教育心理学(2)</li><li>● 教職概論(2)</li><li>● 教育相談(2)</li><li>● 家庭科教育法(2)</li><li>● 道徳の指導法(1)</li><li>● 特別活動の指導法(1)</li><li>● 生徒指導・進路指導(2)</li><li>● 教職実践演習(中学校)(2)</li><li>● 教育実習指導(1)</li><li>● 教育実習(4)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日本国憲法(2)</li><li>● スポーツ理論・実技 A(1)</li><li>● スポーツ理論・実技 A(1)</li><li>● 総合英語 A(1)</li><li>● 総合英語 B(1)</li><li>* コンピュータ基礎演習 A(1)</li><li>* コンピュータ基礎演習 B(1)</li><li>* 情報処理 A(1)</li><li>* 情報処理 B(1)</li></ul>

\* は 4 教科から 2 単位以上修得すること

(別表 2) 幼稚園教諭 2 種

◇教科に関する科目(4)◇	教職に関する科目(27)◇	◇教職に必要な科目(8)◇
<ul style="list-style-type: none"><li>** 生活学(生活科を中心に)(2)</li><li>** 食生活論(生活科を中心に)(2)</li><li>** 住生活論(生活科を中心に)(2)</li><li>** 衣生活論(生活科を中心に)(2)</li><li>● 幼児体育(1)</li><li>● 音楽表現法(2)</li><li>● 初等国語(1)</li><li>● こどもの図画工作 A(1)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教師・保育者論(2)</li><li>● 教育原理(2)</li><li>● 教育の心理学(2)</li><li>● 幼児教育課程論(2)</li><li>● 保育内容総論(1)</li><li>● 保育内容:健康(1)</li><li>● 保育内容:言葉(1)</li><li>● 保育内容:人間関係(1)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日本国憲法(2)</li><li>● スポーツ理論・実技 A(1)</li><li>● スポーツ理論・実技 B(1)</li><li>● 総合英語 A(1)</li><li>● 総合英語 B(1)</li><li>*** コンピュータ基礎演習 A(1)</li><li>*** コンピュータ基礎演習 B(1)</li><li>*** 情報処理 A(1)</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの図画工作 B (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容：環境 (1)</li> <li>・保育内容：表現 (音楽) (1)</li> <li>・保育内容：表現 (造形) (1)</li> <li>* 保育の音楽表現 (2)</li> <li>* 保育の身体表現 (1)</li> <li>* 保育の造形表現 (1)</li> <li>* 保育基礎演習(1)</li> <li>・教育方法 A(1)</li> <li>・教育方法 B(1)</li> <li>・幼児理解 (カウンセリングを含む) (2)</li> <li>・教職実践演習(幼稚園) (2)</li> <li>・幼稚園実習指導 (1)</li> <li>・幼稚園実習(4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>***情報処理 B (1)</li> </ul>
--	---	---

\*\*4科目から4単位以上修得すること

\*4科目から1単位以上修得すること

\*\*\*4科目から2単位以上修得すること

(別表 3)栄養教諭 2 種

<p>◇栄養に係る教育に関する科目 (2) ◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養教諭教育論 (2)</li> </ul>	<p>◇教職に関する科目(14)◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職概論 (2)</li> <li>● 教育基礎理論(2)</li> <li>● 教育心理学(2)</li> <li>● 道徳の指導法(1)</li> <li>● 特別活動の指導法(1)</li> <li>● 生徒指導論(1)</li> <li>● 教育相談(1)</li> <li>● 教職実践演習(栄養教諭) (2)</li> <li>● 栄養教育実習指導(1)</li> <li>● 栄養教育実習(1)</li> </ul>	<p>◇教職に必要な科目(8)◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国憲法(2)</li> <li>● 健康と運動(理論と実技) A(1)</li> <li>● 健康と運動(理論と実技) B(1)</li> <li>● 総合英語 A(1)</li> <li>● 総合英語 B(1)</li> <li>● コンピュータ基礎演習 A(1)</li> <li>● コンピュータ基礎演習 B(1)</li> </ul>
---	--	---

# 昭和学院短期大学教育実習等規程

平成 19 年 3 月 6 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学教職課程履修規程第 5 条に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な教育実習等に関する事項について定める。

## (教育実習の種類)

第 2 条 ここで教育実習等とは、中学校教諭(家庭)免許状を取得するために必要な中学校における教育実習(以下「教育実習」という。)、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な幼稚園実習(以下「幼稚園実習」という。)、栄養教諭免許状を取得するために必要な小学校又は中学校における栄養教育実習(以下「栄養教育実習」という。)の総称をいう。

## (単位の取扱い)

第 3 条 教育実習等の単位数、期間及び実習学校の種別は、次の表のとおりとする。

免許状の種類	単位数	実習期間	実習学校	備考
中学校教諭 2 種免許状	4 単位	4 週間	中学校等	実習期間には、事前・事後の指導及び観察を含む。
幼稚園教諭 2 種免許状	4 単位	4 週間	幼稚園	
栄養教諭 2 種免許状	1 単位	1 週間	給食を実施する小学校又は中学校	

2 前項の表のほか、教育実習等に係る授業科目として、中学校教諭免許状のために教育実習指導、幼稚園教諭免許状のために幼稚園実習指導、栄養教諭免許状のために栄養教育実習指導をそれぞれ 1 単位として設置する。

## (教育実習の時期)

第 4 条 教育実習等は、原則として第一号、第二号、第三号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 教育実習は、卒業年次に行う。
- 二 幼稚園実習は、1 年次及び 2 年次の 2 年間を通じて行う。
- 三 栄養教育実習は、卒業年次に行う。

## (履修の条件)

第5条 教育実習等が行われるまでに、教育実習、幼稚園実習、栄養教育実習及び通年科目以外の教職に関する科目の単位を修得しているか、又は修得の見込みがなければならない。

2 教育実習等を行うものは、卒業の見込みがあるものとする。

(教育実習委員会)

第6条 教育実習等を行うために、取得免許状の種別ごとに教育実習に係る実施委員会(以下、「教育実習委員会」という。) を設ける。

2 教育実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 教育実習委員会は、次の各号の事項について、連絡調整、協議、決定事務を取扱う。

① 教育実習等施設の決定事務及び連絡

② 実習生の決定

③ その他教育実習等の実施に係る細目等の決定

④ 単位認定資料の作成

⑤ 教員免許申請に関すること

(成績評価)

第7条 教育実習等の成績評価は、実習学校長が作成した資料に基づき教育実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑則)

第8条 その他、教育実習等に関して必要な事項については、教育実習委員会が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

# 昭和学院短期大学学校図書館司書教諭講座規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 25 年 3 月 7 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 53 条の規定により、本学における学校図書館司書教諭講座の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第 2 条 この講座は、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するために実施する講座で、学校図書館司書教諭講習規程(昭和 29 年文部省令第 21 号)に従って行うものである。

## (修了証申請)

第 3 条 本学学校図書館司書教諭講座において申請できる修了証の種類は、次のとおりとする。

学校図書館司書教諭講習修了証

## (受講資格)

第 4 条 本講座を受講できる者は、本学人間生活学科生活クリエイション専攻に在籍し、かつ中学校教諭免許状(家庭)を取得するべく教職課程を履修している者とする。

2 科目等履修生の制度によって本講座を履修することは、これを妨げない。その場合の受講資格としては、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の免許状を有する者、または大学の上記の課程に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者とする。

## (学校図書館司書教諭資格に関する授業科目及び単位)

第 5 条 本講座の授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

授業科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
学習指導と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
情報メディアの活用	2

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

## (一部省略)

平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

# 昭和学院短期大学保育士課程履修規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 28 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条第 6 項の規定により、児童福祉法および同法施行規則に基づき、本学における保育士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

## (資格)

第 2 条 本学保育士課程において、取得申請できる資格は、次のとおりとする。

### 保育士証

#### (保育士課程の履修)

第 3 条 保育士課程を履修できる者は、以下のとおりとする。

- 一 本学人間生活学科こども発達専攻に在籍する学生。
- 二 本学及びその他指定保育士養成施設を卒業した者。

#### (保育士課程の履修費)

第 4 条 保育士課程を履修する者は、所定の期日までに保育士課程履修費を納入しなければならない。

#### (保育士資格証取得に関する授業科目および単位の修得)

第 5 条 保育士課程を履修する者は、本学において開設している学則別表第 1 の授業科目のうち、児童福祉法および同法施行規則に定める教育内容に則る授業科目および単位数を修得し、さらに本規程に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

2 保育士課程の授業科目の種類、および単位数は別表のとおりとする。

3 保育士課程に定める授業科目のうち専門科目の必修科目及び選択必修科目の出席が学則に定める時間数の 3 分の 2 に満たないときは、当該科目の単位の認定は行わないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定の限度内で補講を行うことができる。

#### (保育実習の履修)

第 6 条 保育実習の履修については、別に定める。

#### (資格不取得卒業者の資格取得)

第 7 条 学則に定められた保育士資格証要件単位不足のまま本学人間生活学科こども(人間)発達専攻を卒業した者は卒業後、科目等履修生として不足単位を修得することにより、保育士資格証の取得資格を得ることができる。

第 8 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### (一部省略)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 保育士課程のための授業科目・単位数及び授業形態

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	講義
	幼児理解（カウンセリングを含む）	2	講義
	教育原理	2	講義
	児童家庭福祉	2	講義
	社会福祉	2	講義
	相談援助	1	演習
	社会的養護	2	講義
	教師・保育者論	2	講義
	子育て支援演習	1*	演習
	保育キャリアデザインA	1*	演習
	保育キャリアデザインB	1*	演習
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	2
保育の心理学Ⅱ		1	演習
子どもの保健ⅠA		2	講義
子どもの保健ⅠB		2	講義
子どもの保健Ⅱ		1	演習
子どもの食と栄養A		1	演習
子どもの食と栄養B		1	演習
家庭支援論		2	講義
臨床心理学演習		1*	演習
教育の心理学		2*	講義
保育の内容・方法に関する科目	幼児教育課程論	2	講義
	保育内容総論	1	演習
	保育内容：健康	1	演習
	保育内容：言葉	1	演習
	保育内容：人間関係	1	演習
	保育内容：環境	1	演習
	保育内容：表現（音楽）	1	演習
	保育内容：表現（造形）	1	演習
	乳児保育A	1	演習
	乳児保育B	1	演習
	障害児保育Ⅰ	1	演習
	障害児保育Ⅱ	1	演習
	社会的養護内容	1	演習
	保育相談支援	1	演習
	発達と健康	1*	演習

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
	子どもと文学	1*	演習
	幼児体育	1*	演習
	生活基礎	1	演習
	保育基礎演習	1*	演習
	教育方法 A	1*	演習
	教育方法 B	1*	演習
	幼児英語教材演習	1*	演習
保育の表現技術	保育の音楽表現	2	演習
	保育の身体表現	1	演習
	保育の造形表現	1	演習
	音楽表現法	2*	演習
	こどもの図画工作 A	1*	演習
	こどもの図画工作 B	1*	演習
保育実習	保育実習 I	4	実習
	保育実習指導 I	2	演習
	保育実習 II	2	実習
	保育実習指導 II	1	演習
総合演習	教職実践演習（幼稚園）	2	演習

\* 印から、6 単位以上選択必修

# 昭和学院短期大学保育士課程保育実習規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 25 年 5 月 8 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学人間生活学科こども発達専攻における保育実習に関し、必要な事項を定める。

## (定 義)

第 2 条 この規程において「保育実習」とは、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号に基づいて実施する実習をいう。

## (目 的)

第 3 条 保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基盤とし、これらを総合的に実践する能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

## (実習委員会)

第 4 条 保育実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会の委員長及び委員は、学長が指名する。

3 実習委員会は実習実施体制を円滑に行なうための諸事務を取り扱う。

## (実習実施体制)

第 5 条 実習(保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ)は実習施設の長に、その任を委嘱する。

2 実習施設で直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習指導担当者として委嘱する。

3 実習生の受け入れについては、実習施設の保育実習担当責任者に保育実習受託願及び派遣計画を提出して打ち合わせを行い、施設長の承諾を得て、実習施設の実施計画に従い、保育実習に関わる実務指導を受け、その評価を得る。

4 実習施設への指導教員の派遣は、実習施設との連携を密にするものとするものであり、「保育実習」の担当者を中心として、実習委員会が分担して行う。

## (単位数)

第6条 実習単位数は、次のとおりとする。

- 一 保育実習Ⅰ 4単位
- 二 保育実習Ⅱ 2単位
- 三 事前及び事後指導
- ア 保育実習指導Ⅰ 2単位
- イ 保育実習指導Ⅱ 1単位

(実習施設)

第7条 実習施設は以下のとおりとする。

- 一 保育実習Ⅰ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 1209001 平成 15・12・9)の別紙2「保育実習実施基準」第2の実習施設(第3欄)の備考1の(A)に定める施設
- 二 保育実習Ⅱ 保育所

(履修年次)

第8条 実習の履修年次は以下のとおりとする。

- 一 保育実習Ⅰ 1年次後期及び2年次前期
- 二 保育実習Ⅱ 2年次後期

(履修資格)

第9条 「保育実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

- 一 卒業後、保育士として就業することを志望する者
- 二 「保育実習指導」を履修した者
- 三 実習直前に実習施設が行う「事前打ち合わせ会(オリエンテーション)」に出席し、施設参観に加えて、実習施設の長の講話を聴くこと。但し、次に該当する者はこの限りではない。
  - ア 忌引・病気のため事前に届け出・診断書を提出し、実習施設長の了承を得た者。
  - イ 急病・交通事情等によりやむを得ず欠席し、その事由について実習施設長が正当と認めた者。

(成績評価)

第10条 実習の成績評価は、実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

(雑則)

第 11 条 保育実習の実施に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

# 昭和学院短期大学栄養士課程履修規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 27 年 4 月 1 日改正

## (目 的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条 8 項の規定により、栄養士法および同法施行規則に基づき、本学における栄養士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

## (免 許)

第 2 条 本学栄養士課程において取得申請できる免許の種類は、次のとおりとする。

### 栄養士免許証

## (栄養士課程の履修)

第 3 条 前条に定める免許証取得のため、栄養士課程を履修できる者は以下のとおりとする。

- 一 本学ヘルスケア栄養学科に在籍する学生。
- 二 本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者。

## (栄養士課程の履修費)

第 4 条 栄養士課程を履修する者は、所定の期日までに栄養士課程履修費(校外実習費等)を納入しなければならない。

## (栄養士免許証取得に関する授業科目および単位の取得)

第 5 条 栄養士課程を履修する者は、学則第 35 条第二項の卒業要件によるほか、栄養士法施行規則に定められる教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 栄養士課程の授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。

3 栄養士課程に定める授業の出席が、学則に定める授業時間数の 5 分の 4 に満たないときは、当該科目の単位認定は行わないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定限度内で補講を行うことができる。

## (給食管理校外実習の履修)

第 6 条 給食管理校外実習の履修については、別に定める。

(免許不取得卒業者の免許証申請資格取得)

第7条 学則に定められた免許要件単位不足のまま本学ヘルスケア栄養学科を卒業した者は、卒業後、本学の科目等履修生として不足単位を修得することにより、免許の取得申請資格を得ることができる。

(細則)

第8条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

栄養士課程の授業科目・単位数及び授業形態

区分	授業科目	単位数	授業形態
社会生活と健康	公衆衛生学	2	講義
	社会福祉概論	2	講義
人体の構造と機能	解剖学	2	講義
	栄養生理学（含運動生理学）	2	講義
	生化学	2	講義
	病理学概論	2	講義
	解剖生理学実験	1	実験
	生化学実験	1	実験
食品と衛生	食品学総論	2	講義
	食品学各論	2	講義
	食品衛生学	2	講義
	食品学実験	1	実験
	食品衛生学実験	1	実験
栄養と健康	基礎栄養学Ⅰ	2	講義
	基礎栄養学Ⅱ	2	講義
	ライフステージ栄養学	2	講義
	臨床栄養学概論	2	講義
	ライフステージ栄養学実習	1	実習
	臨床栄養学実習	1	実習
栄養の指導	栄養教育論	2	講義
	栄養指導論	2	講義
	公衆栄養学概論	2	講義
	栄養指導実習Ⅰ	1	実習
	栄養指導実習Ⅱ	1	実習
	栄養情報処理演習	1	演習
給食の運営	調理学	2	講義
	給食計画・実務論	2	講義
	調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1	実習・実験
	調理学実習Ⅱ	1	実習
	給食計画実習	1	実習
	給食管理実習Ⅰ	1	実習
	給食管理実習Ⅱ	1	実習
	給食管理校外実習	2	実習

# 昭和学院短期大学栄養士課程給食管理校外実習規程

平成 12 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 6 月 6 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学ヘルスケア栄養学科栄養士課程における給食管理校外実習(以下実習と言う)に関し、必要な事項を定める。

## (定 義)

第 2 条 この規程において実習とは、「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における実習について」(14 文科高第 27 号健発第 0401009 号平成 14 年 4 月 1 日)に基づいて実施する実習をいう。

## (目 的)

第 3 条 給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。

## (校外実習委員会)

第 4 条 実習についての企画を行うために実習委員会を設ける。

2 実習委員会は、学長より指名され教授会で承認された委員をもって組織する。

## (履修方法)

第 5 条 履修方法

実習施設における実習及び事前事後指導(計 90 時間)を履修するものとする。

## (実習施設)

第 6 条 実習施設における実習は、施設の長にその任を委嘱する。

2 実習施設で、直接実習生の指導に当たる施設職員を、実習担当者として委嘱する。

3 実習施設における実習期間中、本学職員の巡回指導体制を組織し、施設との連携を密にするものとする。

## (指導細目の作成)

第 7 条 実習の指導細目は、「実習実施要領」に基づき、教科担当職員が実習の方法・内容について公務文書で

各実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士、または、栄養士との協議の上作成する。

(履修年次)

第8条 実習は、2年次後期に履修する。

(履修資格)

第9条 「給食校外実習」を履修するためには、以下の要件を充たしていなければならない。

- 一、卒業後、栄養士として就業することを志望する者。
- 二、実習の前提となる授業を終了する見込みのある者。

(単 位)

第10条 実習の単位数は、2単位とする。

(成績評価)

第11条 実習の成績評価は、別に定める実習成績表により実習施設が作成した資料に基づき実習委員会の議を経て、科目担当者が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年6月6日より施行する。

# 昭和学院短期大学衣料管理士講座規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 29 年 2 月 1 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条により、本学における衣料管理士講座の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (講座の目的)

第 2 条 この講座は、社団法人日本衣料管理協会大学生正会員認定基準に基づき、本学において衣料管理士を養成することを目的とする。

## (資 格)

第 3 条 本学衣料管理士講座において取得できる資格は、次のとおりである。

2 級衣料管理士

## (履修費)

第 4 条 衣料管理士講座を履修する者は、所定の期日までに履修費を納入しなければならない。

## (授業科目及び単位数)

第 5 条 衣料管理士講座を履修する者は、学則第 35 条の卒業要件によるほか、日本衣料管理協会大学生正会員認定基準に定める教育内容に基づく授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 衣料管理士の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

## (資格取得)

第 6 条 第 5 条に定める授業科目の所定単位を習得した者は、2 級衣料管理士資格を得ることができる。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

## (一部省略)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

衣料管理士資格の授業科目及び単位数

グループ	授業科目	単位数
材料	テキスタイル学	2
	テキスタイル実験	1
加工・整理	被服管理学	2
	被服管理学実験	1
企画・演習	服飾造形論	2
	アパレル企画演習	1
	アパレル造形実習	1
	アパレルデザイン論	2
	カラーコーディネート演習	1
	ファッションドレーピング	1
	ファッションショーⅠ	1
	ファッションショーⅡ	1
	衣生活論	2
	染織工芸	1
流通・消費・環境	消費科学	2
	消費者調査法	1
	衣環境学	2
	ファッションビジネス（演習を含む）	2
	アパレルコンピュータ演習	1
	イベントプロデュースⅡ	1

# 昭和学院短期大学フードスペシャリスト養成講座規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条に規定するフードスペシャリスト講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (講義の意義)

第 2 条 フードスペシャリストとは、日本フードスペシャリスト協会(以下「協会」という。) が認定する資格をいう。

2 フードスペシャリスト講座(以下本講座という)とは、本学が協会から養成機関として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目及び単位数を設置する。

## (受講資格)

第 3 条 本講座を受講することができる者は人間生活学科生活クリエイション専攻に在籍する学生とする。

2 ただし、学則第 32 条に基づき他学科・専攻の学生が本講座を受講することができる。

## (取得資格)

第 4 条 各学科・専攻の卒業要件を満たすことを前提として、学則別表第 3 (本規程別表) に掲げる授業科目および単位数を修得した者又は修得見込みの者は、協会の資格認定試験を受けることができる。

2 協会の行う資格認定試験合格した者に「フードスペシャリスト」資格が与えられる。

## (履 修)

第 5 条 本講座の履修を希望する者は、本学の履修規程に基づき、所定の手続きを経るものとする。

## (経 費)

第 6 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定試験料及び資格認定証交付申請料を、定められた時期に納入しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

フードスペシャリスト資格の授業科目及び単位数

人間生活学科生活クリエイション専攻

授業科目	単位
フードスペシャリスト論	2
食品の官能評価・鑑別 A	1
食品の官能評価・鑑別 B	1
食生活論（食品学・栄養学を含む）	2
応用食品学	2
食品学基礎実験	1
健康衛生論	2
調理学	2
食生活実習	1
フードデザイン実習	1
健康栄養学	2
消費経済論	2
フードコーディネート論	2

# 昭和学院短期大学健康管理士一般指導員講座規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 27 年 4 月 1 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条に規定する健康管理士一般指導員講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第 2 条 健康管理士一般指導員とは特定非営利活動法人日本成人病予防協会の認定資格である。

2 健康管理士一般指導員講座(以下本講座という)とは、本学が協会から養成機関として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目と単位数を設置する。

## (資格取得)

第 3 条 本学において卒業要件を満たすことを前提として、別表に掲げる授業科目および単位数を修得した者又は修得見込みの者は、協会の資格認定試験を受けることができる。

2 協会の行う資格認定試験に合格した者に「健康管理士一般指導員」資格が与えられる。

## (履 修)

第 4 条 本講座の履修を希望する者は、本学の履修規程に基づき、所定の手続きを経るものとする。

## (経 費)

第 5 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定試験料及び資格認定交付申請料を、定められた時期に納入しなければならない。

## 附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

## (一部省略)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

別表 健康管理士一般指導員資格認定のための授業科目及び単位数

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
健康科学概論	2
環境と健康	2
公衆衛生学	2
社会福祉概論	2
解剖学	2
栄養生理学（含運動生理学）	2
生化学	2
病理学概論	2
食品学総論	2
食品学実験	1
食品衛生学	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
ライフステージ栄養学	2
臨床栄養学概論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1
化学	2
生物学	2
基礎の科学	2

# 昭和学院短期大学フードコーディネーター講座規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条に規定するフードコーディネーター講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第 2 条 フードコーディネーターとは、特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会（以下協会という）が認定する資格をいう。

2 フードコーディネーター講座（以下本講座という）とは、本学が協会から養成施設として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目を設置する。

## (取得資格)

第 3 条 本講座において取得できる資格は、フードコーディネーター 3 級である。

## (受講資格)

第 4 条 本講座を受講することができる者は人間生活学科生活クリエイション専攻またはヘルスケア栄養学科に在籍する学生とする。

## (資格取得)

第 5 条 各学科の卒業要件を満たすことを前提として、別表に掲げる授業科目および単位数を修得した者は、協会に認定登録することによりフードコーディネーター 3 級認定資格が与えられる。

## (履 修)

第 6 条 本講座の履修を希望する者は、学則第 29 条に基づき、所定の手続きを経るものとする。

## (経 費)

第 7 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定登録料を定められた時期に納入しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

フードコーディネーター資格の授業科目及び単位数

人間生活学科生活クリエイション専攻

授業科目	単位数
食生活論（栄養学・食品学を含む）	2
応用食品学	2
調理学	2
食生活実習	1
健康栄養学	2
健康衛生論	2
フードデザイン実習	1
フードコーディネート論	2
生活クリエイション特別演習Ⅰ	1
生活クリエイション特別演習Ⅱ	1
カラーコーディネート演習	1
インテリアデザイン	2
ビジネス実務	2
消費経済論	2

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
栄養士基礎演習	1
食品学各論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1
給食計画・実務論	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
公衆衛生学	2
食品衛生学	2
調理学実習Ⅱ	1
ヘルスケア栄養学特別演習Ⅰ	1
ヘルスケア栄養学特別演習Ⅱ	1
フードコーディネート論	2
美術	2
フードシステムの経済学	2

# 昭和学院短期大学 GPA 制度に係わる実施要項

(目的)

第1条 この要項は、昭和学院短期大学(以下「本学」という。)におけるグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。)を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、本学が掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な学修指導(表彰、退学を含めた進路指導等を含む)に資することを目的とする。

(評価及びGP)

第2条 学則第31条及び昭和学院短期大学教務要項に定める成績の評語、及びグレード・ポイント(各評価に与えられる数値(評価点)。以下「GP」という。)は、次表のとおりとする。

評語	GP(評価点)	評価基準	参考(100点満点での目安)
S	4	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	3	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80~89点
B	2	到達目標を達成している	70~79点
C	1	到達目標を最低限達成している	60~69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
F	0	到達目標を達成していない	失格

(GPAの種類と算出方法)

第3条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学期GPA」という。)並びに、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「年度GPA」という。)、さらに、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「累積GPA」という。)の3種類とする。

学期GPA及び年度GPA、累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は四捨五入する。

(1)学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の「S」の単位数} \times 4 + \text{「A」の単位数} \times 3 + \text{「B」の単位数} \times 2 + \text{「C」の単位数} \times 1 + \text{「DまたはF」の単位数} \times 0)}{(\text{当該学期の総履修登録単位数})}$$

(2)年度GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{(\text{当該年度の「S」の単位数} \times 4 + \text{「A」の単位数} \times 3 + \text{「B」の単位数} \times 2 + \text{「C」の単位数} \times 1 + \text{「DまたはF」の単位数} \times 0)}{(\text{当該年度の総履修登録単位数})}$$

(3)累積 GPA の計算式

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{全期間の「S」の単位数} \times 4 + \text{「A」の単位数} \times 3 + \text{「B」の単位数} \times 2 + \text{「C」の単位数} \times 1 + \text{「DまたはF」の単位数} \times 0)}{(\text{全期間の総履修登録単位数})}$$

(GPA 対象科目)

第 4 条 当該学科・専攻の学則第 25 条に規定する教育課程および授業科目とする。(教職課程科目は除く)

2 他学で修得した単位で認定された授業科目については、学期 GPA 及び年度 GPA、累積 GPA 対象科目から除くものとする。

(GPA 算定期日の取扱い)

第 5 条 GPA の算定は、学期ごとに指定された日までに確定した成績に基づいて行う。

(不合格科目の再履修の取扱い)

第 6 条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数は GPA 算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数は GPA 算定から除外するものとする。

(成績通知)

第 7 条 各学年の成績通知については、学修期間の GPA を記載するものとする。

(GPA の利用)

第 8 条 GPA の利用及び基準については、以下の通りとする

- ② 表彰 . . . . . GPA 3.5 以上
- ② 奨学制度 (授業料減免制度) . . . . . GPA 3.0 以上
- ③ 退学勧告 . . . . . GPA 1.0 未満

附 則

- 1 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 2 この要項は、平成 25 年度入学生にも適用するものとする
- 3 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。
- 4 この要項は、平成 27 年度入学生にも適用するものとする。

## 学修成果について

学修成果とは、教育課程における授業科目、教育プログラムなど所定の学習期間終了時に学習者が獲得しうると期待される知識や技術、態度などの効果を言う。

学修成果の実施は、社会の発展を支える人材を育成するという社会的使命を十分に果たす上で、その基盤となる短期大学士課程教育において学生が身につけるべき学修成果を明確に示すとともに、学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実改善を図ることを目的としている。

各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づいて評価規準を定め、科目ごとに学生に身につけさせたい知識、能力、スキル、態度・志向性などを学修成果としてカリキュラムマップに定めている。

### (1)履修にあたって

学科・専攻のカリキュラムマップ、履修系統図およびシラバスにより評価指標、到達目標を確認して履修すること。

### (2)学修成果評価と成績およびアセスメント（査定）

学修成果の評価は、学修成果の到達度をルーブリック評価法を取り入れて行う。その評価方法は、シラバスに記載してあるとおりであるが、詳細は教科担当者から第1回目の授業時に説明を受ける。「獲得できたか」「身についたか」の評価結果が成績に反映する。アセスメント（査定）は、科目ごとに担当者が行う。

### (3)学生自身による自己評価

学生自身による自己評価は、キャリア教育プログラムの一環としておこない、その結果と教員による学修成果評価結果とを参考にして学修の成果を振り返り、キャリアシートへまとめる。

# キャリア教育について

## 1.目的

幅広い職業人の育成を特色とする昭和学院短期大学におけるキャリア教育とは、建学の精神をその基礎に置いたものであり、柔軟な発想を持って課題探求力や問題解決力を身につけ、生涯を通して自己のキャリア形成を図ることのできる人間となるための教育である。

本学の特徴である様々な学校行事もキャリア教育の一環として位置づけられ、それぞれの行事にキャリア教育に関わる学習成果を身につけることが求められている。

また入学前教育から卒業後のキャリア支援まで一貫した教育体制を通して、学生個人が自己理解を深め、自分の適性を理解し、より明確な将来ビジョンを描く能力を修得することも重要な目的である。

そのために、本学教育課程のみならず、教育課程外における様々な学生生活とも有機的連携を持ち、教職員一体の支援体制を敷く。

## 2.キャリア教育プログラム

キャリア教育プログラムとは、2年間に配置されている教育課程(キャリアデザイン論や資格取得関連科目、情報処理能力を高める科目など)の履修、学校行事、委員会主催の就職セミナー参加などを通して総合的に職業観や就業力を高めていくプログラムである。

これらのプログラムを基にキャリアシートを用いて振り返りと連動させた計画案を、次期に備えて作成する。

キャリアシートに関しては別に配布する。

## 3.キャリア教育の実践

各期末や年度末に実施状態の振り返りを行なって自己理解を深め、自己のキャリアを積み上げるための資料とする。またこの資料は、卒業後のキャリアアップへの基礎として活用していくものである。

自己理解のシート作成に加えて、キャリア形成につながる科目の履修状況や就業支援のための就職セミナーや相談、就職活動の記録などもキャリアシートに記載して、本学における2年間のキャリアプログラム実践状況に関わる、学生個々の明確な意識化を図る。

# 個人情報の取り扱いについて

昭和学院短期大学では、個人情報保護に関する法令を遵守し、以下により本学の保有する個人情報の保護に努めます。

## 1.利用目的の特定

利用目的をできる限り特定し、本人の同意なく利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

## 2.適正な取得

個人情報を、偽り、その他不正な手段により取得いたしません。

## 3.正確性の確保

正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

## 4.安全な管理

安全管理のために必要な措置を講じます。

## 5.第三者への提供の制限

本人の同意なく個人データを第三者に提供することはいたしません。

## 6.開示等・苦情処理

利用目的などを本人の知り得る状態にしています。

本人の求めに応じて保有個人データを開示、また訂正などをいたします。

苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。